

平成30年度 事業計画

社会福祉法人 秋田県民生協会

1. 経営方針

改正社会福祉法の施行に伴い、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実践する責務等が求められていることから、さらなる地域福祉の推進のため、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働を主導するとともに、既存の制度では対応できない生活課題・福祉需要に即応した公益的取り組みを推進していく。

また、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供し、地域福祉の増進に寄与するとともに、地域の期待に応える経営に努める。

全国的な人口減少に伴い、労働力不足が深刻な問題となってきており、利用者の方への安全で安定した食事の提供が継続していけるように、セントラルキッチン建設に向けての検討と準備を行っていく。

2. 重点事項

(1) 利用者に対する基本姿勢について

- ① 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ適切な福祉サービスに努める。
- ② 社会、地域とのつながりを深めるため、地域行事に積極的に参加するとともに、地域住民との交流を促進し、利用者の幅広い生活・ケア環境の整備に努める。
- ③ 防犯体制をより一層強化し、利用者が安心して安全な生活を送れるよう努める。
- ④ 食材課と理容課を通じて、利用者へのよりよい食材の提供と、低額な料金での理容サービスを行う。

(2) 地域社会に対する取り組みについて

- ① 地域における公益的な取り組みとして、福祉有償運送事業と夕食宅配サービス事業、子ども食堂の開催を継続していく。
- ② 地域との交流として、各施設の備品や、関係福祉団体へのマイクロバスの貸出し等を行う。
- ③ 公益事業として地域住民に対し、温泉利用や憩いの場として「さざなみ温泉」を提供し、地域の期待に応えるとともに、低額でのマッサージ事業を行い、障害者への雇用の場として提供していく。
- ④ 地域交流及びボランティア活動として、交通公共施設の清掃美化活動と、老人世帯への除排雪活動を行っていく。
- ⑤ 居宅介護支援センターが市街地にあることから、地域で身近にある問題に即応できる相談支援体制を構築する。
- ⑥ 大規模災害に備え、法人内の危険箇所の点検を行うとともに、地域の避難所としての役割に応えることができるよう努める。

(3) 福祉人材育成について

- ① 期待する職員像を明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築するため職員待遇全般の見直しを行い、待遇向上に取り組む。
- ② 職員が仕事を通じて成長と達成を実感できる職場作りを進め、よりよい職場の環境の中で、さらなるスキルアップのための専門資格取得への助成を行う等、人材育成に取り組む。

(4) マネジメントに対する基本姿勢について

- ① 関係法令はもとより、法人の経営理念や諸規程、社会的ルールやモラルを遵守しコンプライアンスの徹底を図るとともに、社会福祉法人行動指針の実践に努める。
- ② 公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にするため、評議員会・理事会による経営課題の迅速な協議を行うとともに、法人本部機能を強化し、組織全体を適切に統治する。
- ③ 公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、中・長期計画に沿って安定的な財務基盤の確立と施設整備を行う。
- ④ 広報・ホームページ等で積極的な情報開示、情報提供に努め説明責任を果たしていく。